

令和2年9月9日提出

令和2年9月市議会定例会議案

白 河 市

議案第78号

白河市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部
を改正する条例

白河市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成17年白河市条例第52号）
の一部を次のように改める。

第3条に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が公益上特に必要があると認めるとき。

第4条に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が公益上特に必要があると認めるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年9月9日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市手数料条例の一部を改正する条例

白河市手数料条例（平成17年白河市条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項中「住民基本台帳法」の次に「(昭和42年法律第81号)」を加え、同表中60の項を61の項とし、54の項から59の項までを1項ずつ繰り下げ、同表53の項中「52の項」を「53の項」に改め、同項を同表54の項とし、同表中10の項から52の項までを1項ずつ繰り下げ、同表9の項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の次に「(平成25年法律第27号)」を加え、

同項を同表10の項とし、同表中

6	住民基本台帳法第12条第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項又は第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写しの交付手数料
7	住民基本台帳法第20条において準用する同法第12条第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付手数料
8	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項の規定に基づく通知カードの再交付手数料

300円 (ただし、住民票等の写し等の自動交付等を行う端末機による交付の場合は、200円)	1通を1件とする。
500円	1枚を1件とする。

を

6	住民基本台帳法第12条第1項又は第12条の3第1項、第2項若しくは第8項又は第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書の交付手数料
7	住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項、第4項又は第5項において準用する第12条の3第8項の規定に基づく除票の写し又は除票に記載をした事項に関する証明書の交付手数料
8	住民基本台帳法第20条において準用する同法第12条第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付手数料
9	住民基本台帳法第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付手数料

300円 (ただし、住民票 等の写し等の自動 交付等を行う端末 機による交付の場 合は、200円)	1通を 1件と する。
300円	
300円 (ただし、住民票 等の写し等の自動 交付等を行う端末 機による交付の場 合は、200円)	
300円	

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年9月9日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市債権管理条例等の一部を改正する条例

(白河市債権管理条例の一部改正)

第1条 白河市債権管理条例(令和元年白河市条例第23号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(白河市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 白河市後期高齢者医療に関する条例(平成20年白河市条例第14号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。))」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

(白河市介護保険条例の一部改正)

第3条 白河市介護保険条例(平成17年白河市条例第109号)の一部を次のように改正する。

附則第8項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(県南都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部改正)

第4条 県南都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例(平成17年白河市条例第148号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
(白河市債権管理条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の白河市債権管理条例附則第2項の規定は、延滞金のうち令和3年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
(白河市後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第2条の規定による改正後の白河市後期高齢者医療に関する条例附則第2条第1項及び第2項の規定は、延滞金並びに還付加算金及び充当加算金のうち令和3年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
(白河市介護保険条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 第3条の規定による改正後の白河市介護保険条例附則第8項の規定は、延滞金のうち令和3年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
(県南都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 第4条の規定による改正後の県南都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例附則第3項の規定は、延滞金のうち令和3年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

令和2年9月9日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

白河市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
(平成26年白河市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第42条第4項中「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携
施設の確保が著しく困難であると認める」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「同号」
を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域
型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを
優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の
終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希
望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じていると
き。
- (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著
しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」の次に「(同項第2号に係る部分に限る。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年9月9日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

白河市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年白河市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項各号列記以外の部分中「こと」の次に「とすること」を加え、同条に次の 2 項を加える。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、法第 24 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

5 前項（同項第 2 号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が 20 人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第 6 条の 3 第 1 2 項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第 6 条の 3 第 1 2 項及び第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって、法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第 16 条第 2 項第 4 号中「附則第 3 項において同じ。」を削る。

第 23 条第 2 項第 2 号中「第 34 条の 20 第 1 項第 4 号」を「第 34 条の 20 第 1 項第 3 号」に改める。

第 37 条第 2 号中「（平成 26 年法律第 65 号）」を削り、同条第 4 号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

第 45 条に次の 1 項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第 6 条の 3 第 1 2 項第 2 号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第 4 項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第 6 条第 1 項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第 3 項中「（第 2 2 条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるもの

に限る。)」を削る。

附則第4項中「家庭的保育事業者等」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年9月9日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第 83 号

白河市立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例

白河市立小学校及び中学校条例（平成 17 年白河市条例第 155 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 小学校の表中

白河市立信夫第一小学校	白河市大信中新城字愛宕山 108
白河市立信夫第二小学校	白河市大信増見字中沢 10 番地
白河市立大屋小学校	白河市大信下小屋字西宿 85 番地

番地 1

を

白河市立大信小学校	白河市大信中新城字愛宕山 108 番地 1
-----------	-----------------------

に

改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 9 月 9 日提出

白河市長 鈴木 和 夫

議案第84号

ひがし保育園建設事業建築工事請負契約の一部変更について

令和元年12月19日市議会の議決を受けた議案第165号ひがし保育園建設事業建築工事請負契約についての一部を次のように変更する。

工期中「令和2年12月25日」を「令和3年1月29日」に、契約金額中「321,200,000円」を「325,574,700円」に変更する。

令和2年9月9日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第 85 号

動産の取得について

市は、次のとおり動産を取得する。

- 1 取得の目的 市内の小・中学校の児童生徒にタブレット端末等を供するため
- 2 取得する動産 タブレット端末、キーボード、モバイルデバイス管理ソフト及びサーバー自動保存ソフト 4, 637組
- 3 契約の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 213, 719, 330円
- 5 契約の相手方 白河市中田105番地3
白河事務機器協同組合
代表理事 渡邊 岳 朋

令和2年9月9日提出

白河市長 鈴木 和 夫

動産の取得について

市は、次のとおり動産を取得する。

- 1 取得の目的 市内の小・中学校の教員にタブレット端末等を供するため
- 2 取得する動産 タブレット端末、キーボード、モバイルデバイス管理ソフト及びサーバー自動保存ソフト 374組
- 3 契約の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 21,380,700円
- 5 契約の相手方 白河市中田105番地3
白河事務機器協同組合
代表理事 渡邊岳朋

令和2年9月9日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第 87 号

白河市東文化センターの指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

1 管理を行わせる施設

名称	位置
白河市東文化センター	白河市東釜子字狐内 47 番地

2 指定管理者

所在地

白河市会津町 1 番地 17

団体名及び代表者名

特定非営利活動法人カルチャーネットワーク

理事長 瀬戸 安夫

3 指定期間

令和 2 年 11 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

令和 2 年 9 月 9 日提出

白河市長 鈴木 和夫

決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、次に掲げる令和元年度白河市一般会計及び特別会計歳入歳出の決算を議会の認定に付する。

なお、決算の内容及び審査意見書は、別冊のとおりである。

- 1 令和元年度白河市一般会計歳入歳出決算
- 2 令和元年度白河市国有林野払受費特別会計歳入歳出決算
- 3 令和元年度白河市教育財産特別会計歳入歳出決算
- 4 令和元年度白河市小田川財産区特別会計歳入歳出決算
- 5 令和元年度白河市大屋財産区特別会計歳入歳出決算
- 6 令和元年度白河市樋ヶ沢財産区特別会計歳入歳出決算
- 7 令和元年度白河市土地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 8 令和元年度白河市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 9 令和元年度白河市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 10 令和元年度白河市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 11 令和元年度白河市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算
- 12 令和元年度白河市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 13 令和元年度白河市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 14 令和元年度白河市個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算

令和 2 年 9 月 9 日提出

白河市長 鈴木 和 夫

議案第 89 号

白河市公営企業会計決算の認定及び剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、次に掲げる令和元年度白河市公営企業会計の決算を議会の認定に付するとともに、同法第 32 条第 2 項の規定により、令和元年度白河市公営企業会計の剰余金の処分について議会の議決を求める。

なお、決算の内容及び審査意見書は、別冊のとおりである。

- 1 令和元年度白河市水道事業会計
- 2 令和元年度白河市工業用水道事業会計

令和 2 年 9 月 9 日提出

白河市長 鈴木 和 夫

報告第9号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第6号 損害賠償について

令和2年9月9日提出

白河市長 鈴木和夫

報告第10号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第7号 損害賠償について

令和2年9月9日提出

白河市長 鈴木和夫

報告第11号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第8号 和解について

令和2年9月9日提出

白河市長 鈴木和夫

令和元年度白河市の健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「法」という。）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、法第2条各号に定める令和元年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに法第22条第2項に定める資金不足比率を次のとおり報告する。

なお、法第3条第1項及び第22条第1項の規定による監査委員の意見は、別冊のとおりである。

1 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.65)	— (17.65)	11.4 (25.0)	70.1 (350.0)

(注) 1 「—」は、法第2条第1号に定める実質赤字額又は同条第2号に定める連結実質赤字額がないことを表す。

2 括弧書きの数値は、法第2条第5号に定める早期健全化基準を表す。

2 資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
白河市土地造成事業特別会計	— (20.0)
白河市地方卸売市場特別会計	— (20.0)
白河市公共下水道事業特別会計	— (20.0)
白河市農業集落排水事業特別会計	— (20.0)
白河市個別排水処理事業特別会計	— (20.0)

白河市水道事業会計	— (20.0)
白河市工業用水道事業会計	— (20.0)

- (注) 1 「—」は、法第22条第2項に定める資金の不足額がないことを表す。
2 括弧書きの数値は、法第23条第1項に定める経営健全化基準を表す。

令和2年9月9日提出

白河市長 鈴木和夫



